

**第3次佐賀県情報セキュリティクラウド  
構築及び運用保守業務委託仕様書**

令和8年 月

**佐賀県行政デジタル推進課**

## 目次

1	業務の名称	2
2	本業務の概要	2
3	本業務の方針	3
4	本業務の要件	3
5	本業務のサービスレベル	4
6	本業務の範囲	4
	(1) サービス提供に向けた準備・移行	4
	(2) サービス提供	4
7	本業務の契約期間	4
	(1) 契約期間	4
8	受託者	4
	(1) 実績	5
	(2) 規格	5
9	プロジェクト管理	5
	(1) プロジェクト体制	5
	(2) プロジェクト管理	5
10	留意事項	5
	(1) 機密保持	5
	(2) その他の注意事項	6
11	成果物	6
	(1) 成果物（ドキュメント）一覧	6
	(2) 納入媒体、部数	7
	(3) 納入場所	7

本仕様書は、本提案公募において、提案者が提案を行うための前提条件を規定したものである。契約に係る仕様書については、提案公募における契約候補者の提案内容を踏まえ、協議により別途規定するので留意すること。

## 1 業務の名称

第3次佐賀県情報セキュリティクラウド構築及び運用保守業務（以下、「本業務」という）

## 2 本業務の概要

情報セキュリティクラウドは、マイナンバー制度の施行及び日本年金機構の事案を踏まえ、総務大臣から自治体に対し、情報セキュリティ対策の抜本的強化に取り組むこと、特に都道府県においては、「情報セキュリティクラウド」の構築をはじめ、都道府県内市区町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援に努めるよう要請がなされたことにより、都道府県単位で整備されたものである。

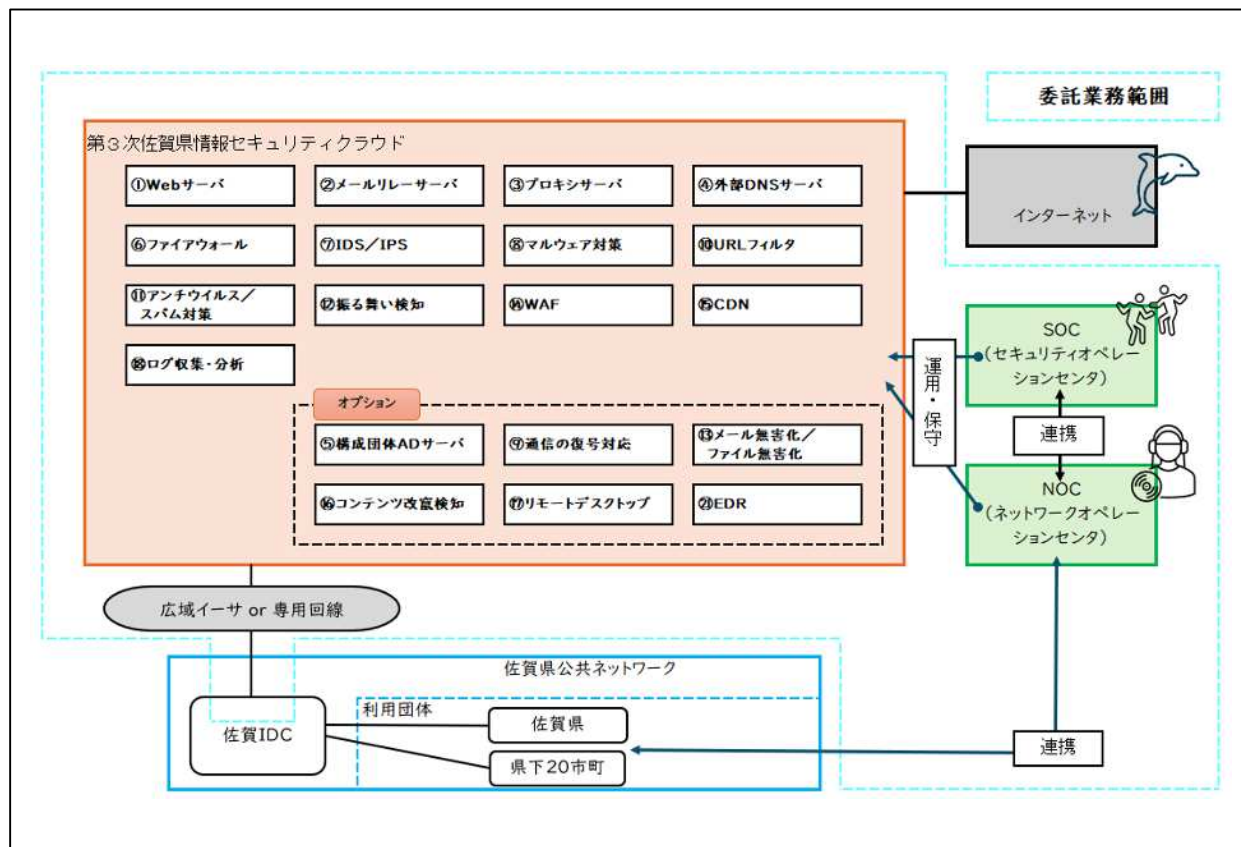
佐賀県内では、「佐賀県情報セキュリティクラウド」を平成29年度から運用し、令和3年度には、第2次佐賀県情報セキュリティクラウド（以下、「現行SC」という。）に移行している。

令和8年度末に、現行セキュリティクラウドの保守期限を迎え、令和7年5月23日に総務省から「自治体情報セキュリティクラウド機能要件一覧」（以下、「標準要件」という）が示されたことを踏まえ、第3次佐賀県情報セキュリティクラウド（以下、「次期SC」という）の調達を行うものである。

※ 次期SCは、次表図「全体構成図」を想定している。

なお、要件定義書の要件を満たすことができれば、別の案を提案することも可とする。

## 【全体構成図（想定）】



### 3 本業務の方針

佐賀県では次期S Cの調達にあたり次の方針を掲げるものとする。

- ・ セキュリティ水準の確保とコストの抑制を図る観点から、次期S Cに係る要件は、原則として、総務省から示された「地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金交付要綱、地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業実施要領（自治体情報セキュリティクラウド更新事業）等の策定について」（令和7年5月23日総行サ第9号総務大臣通知）に準拠するものとする。事業者は、以下 URL に示す「自治体情報セキュリティクラウド機能要件一覧」に示されている必須要件を満たすサービスを提供すること。

（URL [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000702974.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000702974.pdf)）

ただし、本調達仕様書及び要件定義書に具体的な記載がある場合はその限りではない。

- ・ 現行S Cにおいて実現しているセキュリティ水準の確保と各利用団体個別のセキュリティ要件に柔軟に対応できる環境を維持しながら、クラウドサービス利用増加等に伴うトラフィック増加やサイバー攻撃の複雑化・巧妙化による新たな脅威に対応していく。
- ・ 次期S Cへの移行にあたり、利用団体側の負担や影響を最小限に抑制する。
- ・ 次期S Cの運用において、利用団体職員に過大な負荷がかからないよう配慮する。

### 4 本業務の要件

本業務に関する要件については、「第3次佐賀県情報セキュリティクラウド構築及び運用保守業務委託要件定義書（以下、「要件定義書」という。）」を参照すること。なお、更新にお

いてクラウド型（データセンターやパブリッククラウドにセキュリティクラウドを構築し、ハードウェアやソフトウェアはマネージドサービスやベンダー所有のサービスを利用する形式）を採用する場合は、以下の内容を遵守すること。

- ・ 自治体情報セキュリティクラウドを構成するハードウェアやソフトウェアについては事業者所有のサービスを活用する形で更新事業を行うこと。
- ・ 県の負担する更新費用の算出にあたっては、ハードウェアやソフトウェアを購入する経費を含めないこと。

## 5 本業務のサービスレベル

本稼働後については、「第3次佐賀県情報セキュリティクラウドサービスレベル定義書」に示すサービスレベル以上の水準のサービスを提供すること。

## 6 本業務の範囲

以下に示す（１）、（２）を本業務の範囲とする。

### （１）サービス提供に向けた準備・移行

- ① 設計（各機能要件実現方式、ネットワーク・セキュリティ関連設定項目、各機能設定方式、ポリシー制御、非機能要件等）
- ② 設定（設計内容の反映、開発環境、検証環境の構築、監視／バックアップ環境の構築等）
- ③ テスト（テスト計画書の作成、各種テストの実施等）
- ④ 移行（並行稼働、本番環境へのデータ移行の実施等）

### （２）サービス提供

要件定義書に基づくサービス提供。

## 7 本業務の契約期間

### （１）契約期間

- ・ 契約締結日から令和14年3月31日までとする。なお、システムの構築及び移行については令和9年3月31日までとする。想定スケジュールは以下のとおり。
  - － 契約締結時期：令和8年6月
  - － サービス提供に向けた準備：令和8年6月～令和8年12月
  - － 移行作業：令和9年1月～令和9年3月
  - － サービス提供：令和9年4月1日開始
- ・ サービス提供については、令和14年度以降もサービス利用を延長する可能性も考えられることから、延長が可能なサービスであることが望ましい。
- ・ なお、一部のオプション機能については、サービス提供の開始日を利用団体単位で変更することを認める。

## 8 受託者

### (1) 実績

- ・ 第一次又は第二次自治体情報セキュリティクラウドを元請として構築し、1年以上運用した実績を有すること。

### (2) 資格

- ・ 運用保守を実施する組織・部門において、ISMS、ISO/IEC 27017、JIS Q 27017のいずれかの情報セキュリティに係る資格を取得していること。

## 9 プロジェクト管理

### (1) プロジェクト体制

- ・ 受託者は、本業務の遂行を確実にする履行体制を確保すること。
- ・ 十分な知識を有する者が責任ある立場でプロジェクトにあたること（以下、「プロジェクトマネージャ」という。）
- ・ 本業務におけるプロジェクトマネージャは、安全性・信頼性の高いITサービスの提供や利用団体間の各種調整及び情報セキュリティに係る十分な知識・能力が必要なことから以下の要件についてのいずれかに該当すること。
  - (ア) 経済産業省情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験の合格者。
  - (イ) プロフェッショナルマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格保有者。
  - (ウ) 自治体情報セキュリティクラウド構築のプロジェクトマネージャの経験者。
  - (エ) 上記（ア）～（ウ）と同等以上の者。
- ・ プロジェクト管理責任者であるプロジェクトマネージャと副責任者を配置すること、連絡体制はプロジェクト計画書に明記すること。

### (2) プロジェクト管理

- ・ 受託者は、プロジェクト計画書を佐賀県に提出し、佐賀県の承認を得ること。
- ・ プロジェクト計画書には業務スケジュールと進捗確保のための取り組みを記載し、計画書に従って作業を実施すること。
- ・ 基本設計等の各工程については、佐賀県の承認後に中間成果物を提出すること。
- ・ プロジェクト計画書の内容変更が必要となる場合は、佐賀県と協議し承認を得ること。
- ・ 必要に応じて進捗報告等を実施し、佐賀県に対し報告及び作業内容の説明・協議を行うこと。

## 10 留意事項

### (1) 機密保持

- ・ 受託者は、業務上知り得た情報を、委託した業務以外の目的で利用せず、第三者に開示しないこと。
- ・ 受託者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合、受託者は佐賀県に直ちに報告し、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- ・ 受託者は、業務の履行中に受け取った情報を適切に管理し、業務終了後は返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

- ・ 契約の終了時のほか、保存されたデータを別のシステムに移行する必要が発生する場合は、サーバ上に保存されたデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、一時的なものも含めて、不要になった記憶媒体上のデータは復元できないよう抹消し、その結果を県に書面で報告すること。なお、実施方法等の詳細については、県と協議するものとする。

## (2) その他の注意事項

- ・ 本業務の実施にあたり、契約書及び仕様書に明示されていない事項であってもその履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- ・ 受託者は、サービス利用開始までの作業スケジュールを佐賀県と協議の上、決定すること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が発生した場合は、佐賀県と協議の上、定めるものとする。
- ・ 各利用団体の現行システムまたはネットワークの停止を伴う作業は、閉庁日もしくは夜間での実施を前提とすること。

## 1.1 成果物

### (1) 成果物（ドキュメント）一覧

- ・ サービス提供に向けた準備・移行期間における納入成果物は表1のとおり。
- ・ 成果物について、必要に応じて、統合・分割し作成することも可とするが、その際は事前に佐賀県と協議するとともに、仕様書に記載の成果物と対応が確認できる一覧表を作成すること。
- ・ 成果物の内容や項目についての追加・変更や、納入期限の変更に関しては佐賀県と協議のうえ、決定すること。

表1 成果物一覧

項番	成果物名	概要	納入期限（予定）
1	プロジェクト計画書	プロジェクト実施方針・体制、スケジュール、プロジェクト管理方法等	受託者決定後速やかに納入すること
2	テスト計画書	移行作業実施前の動作試験内容、試験スケジュール等	令和8年9月30日
3	テスト結果報告書	動作試験結果報告書	令和8年10月31日
4	移行計画書	移行作業の実施体制、スケジュール、実施方法等	令和8年11月30日
5	移行作業報告書	移行作業の実施結果	移行作業終了後速やかに納入すること

項番	成果物名	概要	納入期限（予定）
6	利用手引き	利用団体のシステム管理担当者向けのサービス利用手引き システム構成概要、サービス概要、運用・保守概要、各種手続き概要等	令和9年2月1日
7	各種完成図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品物一覧表</li> <li>・基本設計書</li> <li>・詳細設計書</li> <li>・テスト計画書/報告書</li> <li>・移行作業計画書/報告書</li> <li>・議事録</li> </ul>	令和9年3月5日
8	議事録	契約期間中の会議体における本業務に係る事項の議事記録	随時提出すること
9	完了届	業務が完了し、全ての成果物を納品した旨を届けるもの。	令和9年3月15日

## （2）納入媒体、部数

- ・ 各成果物について、紙媒体で1部、電子媒体（PDF形式及びPDF変換前の編集可能なMicrosoftOffice等のデータ形式の2種類）で1部納入すること。
- ・ 電子媒体で納品する際は、事前にウイルスチェックを行うこと。

## （3）納入場所

佐賀県庁行政デジタル推進課を納入場所とする。